# 独占禁止懇話会第210回会合議事録

- 1. 日時 平成30年6月19日(火)15:30~17:27
- 2. 場所 公正取引委員会大会議室
- 3. 出席者
  - 【会員】伊藤会長,天野会員,新井会員,有田会員,伊藤会員,及川会員,大高会員, 川田会員,川濵会員,河野会員,泉水会員,高橋会員,細田会員,村上会員, 山田会員,由布会員、吉田会員、レイク会員

【公正取引委員会】杉本委員長,山本委員,三村委員,青木委員,小島委員

- 【公正取引委員会事務総局】南部総括審議官, 菅久経済取引局長, 深町企業結合課長, 粕渕取引部長, 平塚企業取引課長, 内田下請取引調査室長, 山本審査局長, 片桐管理企画課長
- 4. 議題 〇 平成29年度における企業結合関係届出の状況及び主要な企業結合事例
  - O 平成29年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取 組等
  - 〇 平成29年度における独占禁止法違反事件の処理状況について
- 〇伊藤会長 それでは、定刻となりましたので、第 210 回独占禁止懇話会を開会いた します。

本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、本日の議題の紹介をさせていただきます。本日の議題は三つございます。1番目は、平成29年度における企業結合関係届出の状況及び主要な企業結合事例、2番目は、平成29年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組等、そして、3番目は、平成29年度における独占禁止法違反事件の処理状況についてでございます。

これら三つの議題につきまして、公正取引委員会から説明をしていただき、会員の皆様から御意見を聴取するということを予定しております。

なお、杉本委員長は、本日、官邸での会議がございますので、17時頃に

退席させていただきます。

それでは、最初の議題に入りたいと思います。平成 29 年度における企業 結合関係届出の状況及び主要な企業結合事例につきまして、深町企業結合 課長から説明をお願いいたします。

〇深町企業結合課長 それでは、パワーポイントの資料に基づきまして、御説明いた します。平成29年度における企業結合関係届出の状況及び主要な企業結合 事例というタイトルが付いているパワーポイント資料でございます。

> 1枚めくっていただきまして、スライドの1枚目でございますけれども、 スライドの1枚目から9枚目まで企業結合審査の流れ、考え方について簡 単にまとめてございます。

> 昨年の 11 月の独占禁止懇話会の際におきましても御説明させていただいたところでございますので、本日は簡単に触れるにとどめたいと思いますけれども、スライドの1枚目にございますとおり、企業結合審査におきましては、企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合、そのような企業結合は独占禁止法違反として禁止されるということになります。ただし、独占禁止法上の問題を解消する措置が採られる場合には容認されるということでございます。

このように、まず企業結合審査では、一定の取引分野の範囲を画定するということになりますけれども、こちらも昨年 11 月に申し上げましたとおり、SSNIPテストと呼ばれます世界共通の考え方に従いまして、取引分野を画定するということになっております。

また,競争の実質的制限の判断に当たりましては,企業結合により需要者にとっての選択肢が狭まり,企業結合を行った当事会社の値上げ等に対抗できなくなるようになるかどうかといった観点から判断を行っているところでございます。

また、スライドの1の上のところにありますとおり、企業結合のうち、一定の要件に合致するものにつきましては、事前の届出が義務付けられておりまして、公取が届出を受理してから30日間は企業結合してはいけないということになっております。また、この30日以内に第1次審査を行いまして、更に詳細な審査が必要な場合には、第2次審査を行う。これが大ま

かな企業結合審査の流れ、考え方ということになります。

少し飛びますけれども、スライドの10枚目を御覧ください。

こちらに〔表 1〕というものがございまして、過去3か年度に受理した 届出の処理状況というものをまとめてございます。こちらのスライドには、 記載しておりませんけれども、トムソン・ロイターのデータによりますと、 平成29年、世界全体で3万7000件のM&Aがあった、金額にすると、3 兆ドル弱の規模になるということでございます。

また、日本のデータとしましては、レコフという調査機関が出している データですけれども、平成29年で3,000件強の企業結合が行われ、金額に すると13兆円超の規模であったということでございます。

このように、世界全体、また日本でもM&Aは活発に行われているという状況でございますけれども、そういった中で、公正取引委員会が平成29年度に届出を受理した件数というのが、表1の右下にありますとおり、306件ということでございます。平成28年度が319件でございましたので、4%強減っておりますけれども、引き続き、300件を超える件数となっております。

この306件のうち、第1次審査で終了した、すなわち、「第1次審査の結果、独占禁止法上問題がないとして、排除措置命令を行わない旨の通知をしたという件数」が299件ということで、ほとんどのケースは第1次審査で終了しているということでございます。

また、先ほど申し上げましたとおり、公取が届出を受理してから30日間は企業結合を実行することができないということですけれども、この30日間の禁止期間というものについて、届出会社から、短縮をしてほしいという申出があった場合には、公取としてもできる限り迅速に審査をして、禁止期間の短縮を行うよう努めております。

この平成29年度におきましては、193件において、禁止期間の短縮を行っているということでございまして、年々、この件数は増加してきているという状況でございます。

また、平成29年度に届出を受理した306件のうち、より詳細な審査が必要であるとして、第2次審査に移行したものは1件ということでございま

して、これは新潟県の地銀の案件でございます。

また、平成 29 年度に審査が終了した事例のうち 6 事例につきましては、 当事会社が申し出た措置を前提として、独禁法上問題はないという判断を しております。

1枚めくって、次にスライドの11枚目でございます。

こちらに、[表2] とございますけれども、こちらは企業結合計画の形態 別の届出件数をまとめたものでございます。割合としましては、水平型企 業結合、これは同じ市場で競争関係にある企業同士の企業結合ということ になりますけれども、この割合が最も高くなっておりますが、減少傾向に あるという状況でございます。

一方、垂直型企業結合、これは取引関係にある企業同士の企業結合ということで、例えばメーカーと卸売業者とか、原材料メーカーとか製品メーカーとか、そういう取引関係にある企業同士の企業結合になりますけれども、この垂直型企業結合の割合が年々増加しているという状況にございまして、平成29年度では4割を占めているという状況でございます。

また、水平型、垂直型以外の混合型も4割程度を占めているという状況 になっております。

〔表3〕でございますけれども、こちらは外国企業を当事会社に含む届出の推移ということでございまして、平成29年度は、平成28年度に比べて減っておりますけれども、後ほど出てきますとおり、外国企業同士の企業結合で問題解消措置が付されているという事例が複数あるということでございますので、我が国市場における競争に影響を与えるような国際的な企業結合案件については、引き続き適切に対応していく必要があるという状況にあります。

次に、スライドの 12 枚目でございます。

こちらは、平成 29 年度における主要な企業結合事例として公表した 12 件の一覧になります。

このうち、問題解消措置等というところに丸が付いている事例として、 事例 2, 3, 4 とございますけれども、この3件につきまして問題解消措 置が付されているという状況でございます。今年度の事例集の特徴としま しては、垂直型、混合型の企業結合に関して、問題解消措置が付された案件を複数掲載しているという点が挙げられるかと思います。

また、この3件のうち、事例3と4につきましては、先ほど申し上げま したとおり、外国企業同士の企業結合について、問題解消措置が付された 案件ということでございます。

また,海外競争当局と情報交換する事例も増えてきておりまして,「海外情報交換」というところに丸が付いている事例3, 4, 10 につきまして, 欧米等の競争当局と情報交換しながら,審査を進めたということでございます。

また,近年,力を入れております経済分析につきましては,事例 12 の新 潟県の地銀の件につきまして、経済分析結果を公表しています。

以上が概要でございまして、本日は事例 4, 7, 12 について概要を御説明いたします。

スライドの 13 でございます。

こちらはブロードコム、ブロケードの統合ということで、いずれもアメリカ企業の統合でございます。こちらについては、アメリカのFTC、欧州委員会と情報交換を行いながら、審査を進めた案件でございます。

本件で問題となりました商品が、13ページのスライド下にありますとおり、通信ネットワークの一種であるFCSANというものに用いられる機器であるFCSANスイッチとFCHBAという機器でございまして、ブロケードがFCSANスイッチ、ブロードコムがFCHBAを製造販売しているという状況でございます。

スライドの14でございますけれども、まず、一定の取引分野の範囲を画定する必要がございますけれども、FCSANスイッチ、FCHBA、それぞれにつきまして、他に代替的に用いられる機器等がないということから、それぞれについて商品範囲を画定しております。

次に、スライドの15でございますけれども、今度は地理的範囲でございますが、FCSANスイッチ、FCHBA、いずれにつきましても、輸送上の制約はなく、製品価格に占める輸送費等の割合が低く、内外の供給者が内外の需要者と差別することなく取引しているということから、「世界全

体」として画定しております。

本件の企業結合の類型ですけれども、当事会社がFCSANスイッチとFCHBAというものを別々に作っている、それが共通の需要者であるサーバーの製造販売業者等に販売されているということから、混合型企業結合というものに該当するということになります。

スライドの 16 でございます。

本件行為が競争に与える影響ということで、シェア表がございますけれども、FCHBA市場を見ていただきますと、ブロードコムのシェアが45%、ライバルのC社のシェアが55%と、拮抗しておりまして、両社の製品に大きな性能差がないという状況でございます。

一方、FCSANスイッチでございますけれども、ブロケードが 75%のシェアを有しておりまして、B社というライバルが 25%のシェアを持っておりますけれども、製品開発に関しましては、ブロケードがB社よりも先行しているという実態にございます。

スライドの17枚目でございますけれども、こちらに本件行為の概念図を掲載してございます。その上の四角にありますとおり、FCSANに係る次世代製品が発売される際には、ブロケードが中心になりまして、このブロケードのFCSANスイッチとブロードコムとC社のFCHBAとの接続テスト等を行いまして、接続性を確保した上でリリースされている。B社製品は開発が遅れておりますので、まずはブロケードの製品とブロードコムC社の接続性を確保して、製品が販売されているという状況にございます。

本件で問題になりましたのが、スライドを1枚飛ばしていただいて、ス ライドの19でございます。

こちらにFCHBA市場の閉鎖性・排他性の検討とございますけれども、要は、今、申し上げましたとおり、ブロケードがFCSANスイッチでシェア75%を持っていて、製品開発でも進んでいるということで、ブロケードがFCSANスイッチの仕様を操作して、ブロケードのFCSANスイッチを使う場合には、ブロードコムのFCHBAしか使えないようにする、そういうことをすると、C社が排除される可能性があるのではないかとい

うことが問題になったわけでございます。

その下の市場閉鎖を行う能力・インセンティブのところでございますけれども、今、申し上げましたとおり、FCSANスイッチ市場では、ブロケードが75%、シェアを有しておりまして、他社製品よりも開発が先行しているという状況にございます。つまり、顧客にとっては、ブロケードのFCSANスイッチを購入せざるを得ない状況にある。その中でブロケードのFCSANスイッチと、ライバルのC社のFCHBAの接続性が確保されなければ、C社のFCHBAは顧客から購入されない、つまり、C社が排除される可能性があるということでございます。

更に、競争事業者の秘密情報の入手というところでございますけれども、 先ほど申し上げましたとおり、接続テストをしているということで、ブロ ケードはC社のFCHBAの秘密情報を持っているということになります。

本件統合が行われますと、ブロードコムがブロケードを通じてライバルのC社のFCHBAに関する秘密情報を入手して、C社よりも優位に立つ可能性があるということで、こういうことからも、C社が競争上不利になる可能性があるということでございました。

このような問題点があるということを当事会社に伝えましたところ、スライドの20枚目でございますけれども、当事会社の方から問題解消措置の申出があったということでございます。

まず、接続性の確保・差別禁止ということでございますけれども、競争事業者、つまり、C社のFCHBAとブロケードグループのFCSANスイッチとの間での接続性を確保するということ、また、FCHBAの競争事業者、C社に対して、必要な支援を行うということでございます。

また、秘密情報につきましては、競争事業者であるC社のFCHBAに関する秘密情報を厳格に秘密情報として扱うこと等、そういう問題解消措置を申し出てきたということでございます。

この評価がスライドの 21 枚目でございますけれども、このように、接続性の確保・差別禁止、秘密情報の保護という措置が採られれば、市場の閉鎖性・排他性の問題は生じないというふうに考えられますので、本件問題解消措置を前提とすれば、本件行為により、競争を実質的に制限すること

とはならないというふうに判断したということでございます。

本件では、近年、情報通信ネットワークの高度化が進んでいるということで、各種機器間での技術的な接続性を確保する必要性があるということで、正にその機器間の接続性確保が問題解消措置となった最初の事例ということでございます。

本日は時間の関係で、説明を省略しておりますけれども、事例3のクアルコム、エヌエックスピーにつきましても、同様の問題がございまして、機器間の接続性確保の措置を前提に、問題ないと認めたものでございます。続きまして、スライドの22枚目、トピー工業によるリンテックスの株式取得の事例でございます。

こちらは当事会社, いずれも自動車のホイールを作っている会社でございます。

まず、一定の取引分野、商品範囲の画定でございますけれども、スライドの23枚目でございます。ホイールは乗用車のほか、バス・トラック、フォークリフト等にも使われておりますけれども、各種車両用のホイールにはサイズ、荷重要件等々で違いがあるということで、車種ごとに分けて考える必要があろうということでございます。

また、ホイールには、アルミホイールとスチールホイールという二つが ございますけれども、性能、デザイン、価格等に差があるということで、 こちらも分けて考える必要があろうということで、本件では当事会社が競 合するスチールホイールにつきまして、乗用車用スチールホイール、及び バス・トラック用スチールホイールとして画定してございます。

また, 地理的範囲につきましては, 「日本全国」として画定しております。

スライドの24枚目でございますけれども、本件行為が競争に与える影響というところでございますが、シェア表を見ていただきますと、自動車用スチールホイールにつきましては、当事会社合算で50%程度のシェアになる。ライバルはA社1社のみで、こちらも50%のシェアを有しているということでございます。

一方, バス・トラック用スチールホイールでございますけれども, こちらは元々, トピー工業のシェアがものすごく高くて, リンテックスのシェ

アが非常に小さかったということで、ハーフィンダール・ハーシュマン指数の増分を計算すると、150以下になるということで、こちらはセーフハーバー基準に該当し、これ以上、検討は行っておりません。

スライドの25枚目でございます。

そこで、その乗用車用スチールホイールに係る検討でございますけれど も、まず、当事会社単独で競争制限ができるのかどうかということでござ います。

先ほど申し上げましたとおり、有力な競争事業者として、シェア 50%の A 社が存在している。また、乗用車用スチールの需要は減少傾向にあって、この A 社も含め供給余力を有しているということから、競争事業者からの 競争圧力が一定程度認められるということでございます。

また、現在、輸入は行われておりませんけれども、いつでも輸入が行われ得るという状況にございますので、輸入圧力も一定程度認められる。また、スチールホイールからアルミホイールへの乗換えが進んでいるということで、隣接市場であるアルミホイールからの競争圧力も一定程度認められる。更に需要者は乗用車メーカーということで、交渉力も強いということでございますので、需要者からの競争圧力が認められるということで、当事会社グループ単独行動によって、競争を実質的に制限することとはならないと認められるというふうに判断したということでございます。

次に、スライドの26枚目、今度は当事会社とライバル会社が協調して競争を制限することができるかどうかという検討でございます。

ここでの問題意識としましては、元々、3社で競争していたものが、統合で2社の競争になる、競争事業者数が少なくなるということ、更にはコスト構造が類似しているということで、統合が行われると、互いの行動を予測することが容易となり、協調的な行動が生じる可能性があるということでございます。

ただ、シェアの変動が大きいとか、価格情報等が不透明であるとか、取引の頻度が不定期であるということがございまして、他の競争事業者の行動を予測することは困難であるというふうに考えられますし、アルミホイールからの競争圧力なり、需要者からの競争圧力も働いているということ

で、協調的行動によって、競争を実質的に制限することとはならないと認 められると判断したということでございます。

最後の事例でございますけれども、スライド 27、第四銀行と北越銀行の 統合案件でございます。

こちらは、スライド 27 にありますとおり、昨年 6 月 20 日に届出書を受理して、第 1 次審査を開始しております。7 月 19 日に報告等の要請を行いまして、第 2 次審査を開始しております。第 2 次審査の中では、約 7,000社の需要者にアンケートを送って、調査をする等、審査をしまして、昨年の 12 月 15 日に排除措置命令を行わない旨の通知を行っております。

スライドの28枚目でございます。

まず、一定の取引分野を画定する必要がございますけれども、本件で問題になったのは、主に貸出しの役務範囲でございます。貸出しといった場合には、事業者に対する事業性の貸出しと、一般消費者に対する非事業性の貸出しというものがございますけれども、そもそも、需要者が異なるということ、更に提供ノウハウ等も異なるということで、これらはそれぞれ別の役務範囲として画定しております。

本件で問題になったのは、事業者に対する事業性貸出しということでございまして、事業性貸出しを更に細分化する必要があるかどうかということでございますけれども、借り手によって、大企業・中堅企業向け貸出し、中小企業向け貸出し、地方公共団体向け貸出しに分けられるということで、これら、それぞれ取引実態が異なるということでございましたので、別の役務範囲として画定しております。

次に、スライドの29枚目でございます。

今度は、競争事業者の範囲がどこなのかということでございます。まず、 大企業・中堅企業向けの貸出しの競争事業者の範囲ということでございますけれども、大企業・中堅企業は、各銀行を代替的な借入れ先とすることが可能である、その一方で、農協や日本政策投資銀行については、代替的な借入れ先とすることができる場合が限られているということで、ここでは大企業・中堅企業向け貸出しの競争事業者の範囲は銀行とし、農協等、また、日本政策投資銀行につきましては、隣接市場からの競争圧力として 検討を行っております。

スライドの30枚目でございます。

中小企業向け貸出しの競争事業者の範囲ですけれども、中小企業は銀行に加えて信用金庫、信用組合を代替的な借入れ先とすることが可能である、一方で、農協、商工中金、日本公庫につきましては、代替的な借入れ先とすることができる場合が限られているということでございますので、中小企業向け貸出しにつきましては、競争事業者の範囲は銀行、信用金庫、信用組合とし、農協等、商工中金、日本公庫につきましては、隣接市場からの競争圧力として検討を行っております。

地理的範囲でございますけれども、スライドの31枚目でございます。

当事会社の主張としましては、地理的範囲を「新潟県」として画定することが適当であると主張しておりまして、より詳細に地域を分けて審査を行う場合には、10の経済圏に分けることも考えられるという説明をしておりました。

大企業・中堅企業向け貸出しにつきましては、経済圏を越えて借りている実態がございますけれども、新潟県の外から借りているという実態はございませんでしたので、当事会社の主張のとおり、新潟県として画定をしております。

中小企業向け貸出しにつきましては、自社が所在する経済圏の中で借入れを行っているという実態がありましたので、10 の経済圏ごとに画定しております。

競争の実質的制限についての検討でございますけれども、スライドの 32 枚目でございます。

まず、大企業・中堅企業向け貸出しでございますけれども、当事会社の合算シェアは、55%程度になります。ただ、統合前の北越銀行と同等のシェアを有する競争事業者がおりまして、当事会社と代替的な借入れ先と認識されておりますし、資金面、体制面でも十分な余力があるということ等がございましたので、本件は問題ないというふうに判断をしてございます。

次に、スライド33、中小企業向け貸出しでございます。

こちらについては、まず「村上」等7経済圏でございますけれども、こ

ちらは当事会社の合算シェアが4割から55%程度になるということでございますけれども、1から2の競争事業者が、本件統合前の当事会社の少なくとも一方と同等、又はそれ以上のシェアを有している、そういった競争事業者は当事会社と代替的な借入れ先と認識されている、また、資金面、体制面で余力も有しているということから、こういった競争事業者からの競争圧力は相当程度認められるという状況にございます。

一方で、「新潟」「長岡」「佐渡」の3経済圏でございますけれども、当事会社の合算市場シェアが55から60%になる、統合前の当事会社の少なくとも一方と同等、又はそれ以上のシェアを有する競争事業者はいなかったということでございますけれども、一定のシェアを有する競争事業者はおりまして、当事会社と代替的な借入れ先と認識されておりますし、資金面、体制面でも余力があるということで、こういった競争事業者からの圧力が一定程度認められるという状況でございました。

スライドの34枚目でございますけれども、先ほどこの本件で経済分析を 実施したというふうに申し上げましたけれども、政府系金融機関からの圧 カについて、経済分析を実施しております。

具体的には、第四銀行のデータを用いまして、需要者が政府系金融機関から借入れを行っている場合に第四銀行が需要者に提示する金利水準の方が、民間銀行から借入れを行っている場合に第四銀行が需要者に提示する金利水準よりも統計的に有意に高いという分析結果もございましたので、そういうことも勘案して、政府系金融機関からの圧力は限定的というふうに認定しております。

ただ、いずれにしましても、競争事業者からの圧力が働いているという ふうに認められましたので、中小企業向け貸出しにつきましても、問題な いというふうに判断したということでございます。

私からの説明は以上でございます。

○伊藤会長 どうも、ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問あるいは御意見がございましたら御自由に発言いただきたいと思います。

〇天野会員 大変分かりやすい御説明を頂きまして、ありがとうございました。

私からは、基本的な質問で申し訳ないのですけれども、最後の事例の紹介にございました地方銀行の案件に関連して、3点ほどお尋ねしたいと思います。

まず1点目は、最近の銀行の再編のお話ですと、やはり、長崎県の事例が話題になっているわけですけれども、今日、御説明いただいた新潟県の事業統合との、特に大きい違いというのはどういうところになるのか。やはり、需要者の取引先の変更が容易かどうかといったようなところが、一番の違いということになるのかもしれないのですけれども、そこをまずお尋ねしたいというのが1点目です。

2点目は、これは一般になのですけれども、金融機関のこういった再編 を審査する場合、公取委さんと金融庁さんとの間で、何かそういった考え 方のすり合わせみたいなことは通常されるものなのかどうかという点です。

3点目は、直接、今日の企業結合の御説明と関係ないかもしれないのですけれども、政府の未来投資会議の方で、競争政策の在り方を議論するというお話が出てきていますけれども、ここで取り上げられるテーマが、今回、地銀の再編とか地域経済と競争政策の関係といったようなものになってくるのかどうか。これについて、公正取引委員会さんの方で見通しのようなものがあれば、差し支えない範囲で教えていただければと思います。以上です。

### 〇深町企業結合課長 御質問,ありがとうございます。

まず、長崎県の事例と、今日、御説明しました新潟県の事例の違いということでございますが、まだ長崎県の事例が審査中でございまして、詳細に立ち入ることは控えたいとは思うのですけれども、端的に申し上げますと、正に会員のおっしゃったとおり、需要者にとっての選択肢が残るのかどうかというところでございまして、新潟県の事例では、信用金庫、信用組合なり、第二地銀がそれなりに力を持っていて、本件統合が行われた後も、需要者にとっての選択肢は最低限残るというふうに判断ができたということでございます。

ただ, 長崎県につきましては, なかなか, そういう競争相手となるような金融機関が見当たらないということでございまして, 一部報道にありま

すとおり、今、当事会社の方で、そういうライバルの金融機関の競争力を 強めるような措置を検討しているという状況でございます。

2番目の御質問でございますけれども、このような金融機関の統合につきまして、金融庁との間で考え方のすり合わせをしているかどうかということでございますけれども、一般的に金融機関の統合に限らず、我々も必要なデータなり情報なりを、そういう所管官庁から頂くとか、所管官庁の方から説明いただくということはございますけれども、ただ、飽くまで独占禁止法に基づいて企業結合の是非を判断するのは、公正取引委員会でございますので、最終的な判断は我々独自で行っているという状況でございます。

3点目の質問でございますけれども、未来投資会議の方で、地銀の再編なり地域経済と競争政策の在り方について検討が行われるということでございまして、そういう点が骨太の方針等にも載っているということは、我々としても、当然、承知をしておりますけれども、今後、具体的にどういう形で、どういうテーマで議論が進んでいくのかというところは、正直まだ見えていないところでございまして、具体的にそういうものが見えてきて、検討会議なり、そういうものが立ち上がれば、公正取引委員会としても積極的に我々の考え方を説明していきたいというふうに考えているところでございます。

- ○伊藤会長 ほかには、どなたかありますか。
- ○河野会員 御報告 ありがとうございました。

私のような一般消費者からすると、企業結合というのは、なかなか遠い話かなと思いつつ、でも、私たち消費者が日常生活の中で、独禁法で保障してくださっている消費者の状況に応じた取引の選択肢が多様に提供されていて、しかも、個々の事業者との取引において、主体的かつ合理的な意思決定を妨げられない状況を担保してくださるという意味では、遠いけれども、近い事例かと思って伺っていました。

それで、伺いたかったのは、これまでの経験則で、ここはよい、ここは ちょっと問題があるというふうに判断されていると思いますが、例えば、 1番目の事例で、21ページのように、ちょっと問題があって、問題解消措 置を用意しないとそれは認められないといったときの、こういうふうな条件がフォローアップといいましょうか、条件付で認めた後に、やはり、この条件を付けてよかったというふうな検証のようなものはされているのかどうかというのを知りたいと思いました。

それから、これまでも何件もこういうふうな事例を認めていらっしゃると思いますが、過去事例の追跡等を行っているのかどうか。例えば5年前に認めた事例が、果たして本当に競争を阻害しない状況になっているかのような、過去事例のフォローアップ等をされているのかどうか。経済環境ってどんどん変わっていきますから、なかなか追跡は難しいと思います。そういう対策をされていらっしゃるのかどうか伺いたいと思います。

それから、新たに情報通信技術のような新規の分野に対する審査基準というのは、アップデートといいましょうか、その業種というか業界独自に付け足すものがあるのか、ないのか。企業に対して同じ目線でいつも見ていらっしゃるのかというのが1番目の質問です。

もう一つ伺ってもいいですか。

#### 〇伊藤会長 どうぞ。

○河野会員 もう一つは、これは質問とするとそぐわないかもしれないのですけれども、すごく疑問に思っていることがありまして、企業結合というのは、かっては収益の拡大、事業規模拡大のようなところが目的の主だったのかもしれないのですが、今の時代でいえば、持続可能性というか、企業存続、生き残りのために企業結合を考えているというか、理由が変化しているものもあるのではないかというふうに思っているところがあります。

先ほどの銀行の例も、もしかしたら後者の方かもしれないと思っていて、そうしたときに、独占になってしまうのか。それとも企業の存続がかなわずに消滅してしまって、それこそ、本質的に生活の質を維持できないような状況になってしまうのか。消費者にとってみると、独占も望ましくはないのですけれども、消滅はもっと望ましくないというふうに思っていて、社会状況の変化に対して、企業結合の判断というのが、今、例えば検討されていることとか、ずっとやられてきたものをそのまま応用していくのかとか、そのあたりの考え方を、もし教えていただければ知りたいと思いま

した。

- 〇伊藤会長 2点、お願いします。
- 〇深町企業結合課長 御質問. ありがとうございます。

まず1点目でございますけれども、例えば、今回の事例で問題解消措置が付いたものについて、それが有効だったかどうか、検証しているかどうか、また、過去の事例の追跡、フォローアップをしているかどうかということでございますけれども、これは確か、昨年11月の独禁懇の際に、泉水先生からも御質問いただきまして、いわゆる、事後検証と呼ばれているものでございまして、実際、我々が審査して、問題解消措置を付けたり付けなかったりして認められたものにつきまして、企業結合後、競争状況が維持されているのかどうかということは、我々も関心を持っているところでございまして、なかなかマンパワー的にきついところはあるのですけれども、余力があるときに幾つかの事例を選び出して、競争状況が維持されているかどうかという点の確認はしております。

まだ公表段階には至っておりませんけれども、内部で検討しているものがございまして、恐らく近い将来、CPRCのディスカッションペーパーという形で公表するようなものが出てくるというふうに考えております。

また、同じく、情報通信の発展等によりまして、新たな業界の基準みたいなものを作っていくのかどうかということでございますけれども、もちろん、いろいろ産業ごとに実態は違うということでございまして、その実態に即して審査を進めていくということになりますけれども、我々としては、全産業に適用されるガイドラインというものを作っており、そのガイドラインに従って、各産業の実態に即して判断していくということをしておりまして、特に、業界ごとに何か細かに基準を作っていくということは、現段階では余りしていないし、考えていないという状況でございます。

2番目の質問でございますけれども、以前は収益性確保を目指したM&Aが多かったように思うけれども、最近は生き残りをかけたM&Aが増えてきているのではないかということでございます。

我々としても実際、少子・高齢化が進んできて、そういう企業結合が増 えてきているなという印象は持っております。そうした中で、実は平成23 年に企業結合ガイドラインを改正しておりまして、そのときも市場縮小、需要縮小の中でどういうふうに審査していくのかという、その基準を明確 化すべきではないかというような御指摘もありまして、企業結合ガイドラインの中に、幾つか需要が縮小してきているときに、こういうふうに考えていきますという考え方を盛り込んでおります。

需要が縮小してきて、独占になるのがいいのか、それとも消滅してしまうのがいいのかという御指摘でございますけれども、我々としても、放っておいても独占になってしまうというようなところについて、企業結合が行われるという場合に、そこにまでどんな形でも競争を起こしてくださいというふうにお願いしても、それは多分、どだい無理な話だと思いますので、そういうところで企業結合が行われて、独占になってしまうというのは、やむを得ないとは思いますけれども、ただ、競争環境が維持できるという状況であれば、最低限、切磋琢磨していただいて、競争していただくということが需要者、一般消費者にとっての利益になるのではないかというふうに考えているところでございます。

- ○河野会員 ありがとうございました。
- ○伊藤会長 よろしいですか。ほかにどなたか。
- 〇川田会員 どうも、ありがとうございました。

私からも、2点ほど申し上げたいと思います。

1点目として、今、河野会員がおっしゃった2点目に全く賛成でございます。企業結合の目的は、以前は収益拡大ということだったかと思いますが、今の企業結合というのは、どうしても生き残りをかけた、グローバル競争の中で生き残りをかけた統合というものがございますので、時代の変化に即した何らかの手続上の措置をしていただければ、大変有り難いと思います。これは意見でございます。

2点目は、質問でございますけれども、ブロードコムとブロケードの件 についてでございます。

本件は市場が「世界全体」ということでございますが、そうしますと、 資料に書いてありますとおり、海外の審査当局との連携ということで、米 国の連邦取引委員会、あるいは、欧州委員会とのいろいろな情報の交換が あったかと思いますけれども、米国連邦取引委員会や欧州委員会の審査の結果と公正取引委員会の審査の結果とで、何らかの違いがあったのでしょうか。

それから、問題解消措置でございますが、これは当然、我が国の公正取引委員会としての措置でございますけれども、欧州委員会なり米国連邦取引委員会はどのような措置を求めた、あるいは、求めていないのかということについてお聞きしたいと思います。

〇深町企業結合課長 ありがとうございます。

ブロードコム, ブロケードの件でございますが, 正に世界市場ということで, 両社が統合すると世界市場, あらゆるところで同じような問題が起きるという状況でございました。

そういうこともございましたので、審査の早い段階からFTCなり欧州 委員会と情報交換を行いながら審査を進めて、我々としては、この辺が問題だと思う、FTCとしてはこの辺が問題だと思う、そういう意見交換を しながら審査を進めてまいりました。

当然,同じ基準で審査をしておりますので,同じようなところで,やはり問題だろうというところは,大体一致するわけでございますけれども,そういう意味で,今回,相互接続性の確保という問題解消措置を付けておりますけれども,これは欧州委員会で付いた措置と全く同じ措置になっております。逆に,同じような問題意識がある中で,別々の違う措置を付けると,当事会社にとってもそれは不都合になりますので,そういうことがないよう,同じような措置になるよう,すり合わせながら審査を行っているという状況でございます。

〇村上会員 せっかくなので。今の質問についてということで2点ばかり質問させて ください。

> ブロードコムとブロケードの案件自体に限っては、妥当なので余り議論 する余地もないので、アメリカの競争当局やヨーロッパの競争当局と一緒 になって情報交換して、審査を進めていく事件というのは多くあり、それ は今年だけでなくて、今までも何件もあったわけなので、それを見ての一 つ感覚的な質問なのですが、各当局の基準とかルールというのは、余り違

わないということでよろしいのか。意見が随分違ったような事例というのは今まであったのか。むしろアメリカ、ヨーロッパの当局との意見とはそんなに違わない形で、同じルールを適用して処理しているという感覚なのか。そこの感覚を伺いたいというのが一つ。

もう一つが、今回みたいに全世界市場で、市場を画定して、これだけ中国市場の市場規模が大きくなってきた場合には、国際ビジネスの観点からいうと、中国の競争当局と、例えば非公式にしろ、情報交換なんかして、意見交換して処理できるようになると、動きやすくなるのですが、やはり、それをやろうとしても、制度的にはなかなかできないでしょうけれども、非公式的にもそういうことをする、中国の競争当局と協力しながら審査するというのは、やはり無理だというか、なかなかやれない実態にあるというのか、その辺を教えてもらえませんか。

○深町企業結合課長 まず1点目でございますけれども、外国当局と意見交換、情報交換する中で、ルールが同じか違うかという御質問でございますけれども、これは私の個人的な見解になりますけれども、水平型企業結合については、大体同じような考え方で、意見交換しても大体同じこと、ほぼ同じようなところに問題意識を持って、同じような考え方で審査しているということは言えるかと思います。

一つ違うというところで言えるのは、今回問題になりました混合型企業結合のところかと思っております。実は、ブロードコム、ブロケードにつきましては、欧州委員会と日本では、こういう接続性の確保という問題解消措置が付いたのですけれども、アメリカのFTCは無条件で認めているということでございまして、一つ、混合型企業結合についての考え方は、ヨーロッパ、日本とアメリカでは違っているのかというふうに感じております。

2番目の御質問の中国の当局との情報交換という話でございますけれども、実はMOFCOMとの間で、覚書というものを結んでおりますので、一応、情報交換をするツールというか、スキームはできているということでございます。

具体的に情報交換しているかどうかというのは、ここでは申し上げられ

ないのですけれども、正に必要に応じて、我々としても中国当局と情報交換していきたいというふうに考えておりますし、できるだけそういうふうにやっていきたいというふうに思っているところでございます。

### 〇伊藤会長 どうぞ。

〇高橋会員 御説明,ありがとうございました。

2点ほど教えていただきたいことがございます。まず1点目は、問題解消措置として20ページ、今のブロードコム、ブロケードのところですけれども、定期報告というのがございます。10年にわたって2年に一度、独立した第三者が監視する上記の措置の遵守を第三者が報告するということなのですが、この第三者、監視受託者についてですが、この資格要件等、どのように定めておられるのかというのを教えてください。それが1点目です。

2点目は、銀行の結合に関してなのですけれども、第四銀行と北越銀行の場合には問題解消措置なくいけたわけなのですが、現在、俎上に上っているもの、また今後あるものについて、基本的な考え方を教えていただきたいと思います。

金融の場合、例えば34ページで、中小企業向け貸出しのところで、金利水準を比較したりなさっているわけなのですけれども、金融機関における金利というのは、リスクに応じて個別に設定していくものなわけで、これはどういうふうに判断されたのかなということが、聞きたいことの一つ目です。

それから、地銀、ライバル行を強くするような方策も採るということなのですが、地銀同士、非常に生き残りをかけてやっているわけでして、今回、言われているように、融資先をほかの銀行に乗換えるというふうにした場合に、どういう条件のところを渡されるのかというのが、ライバル行にとっても関心事であろうかというふうに思うのです。

ですので、そういうところをどういうふうに定めていくのか。あるいは、 一旦は良質な貸出し先をライバル行に渡したとしても、ある期間を経て、 またうちの方に戻ってもいいですよみたいなことがあり得るというふうに も思うのですけれども、そういうところの監視等はどのように行っていく のか。事後検証というよりは、事後のフォローアップみたいなものはどう していくのか。これについて教えてください。

## 〇深町企業結合課長 ありがとうございます。

まず,ブロードコム,ブロケードで定期報告が付いていて,独立した第三者が監視したものを報告するということになって,その第三者の資格要件でございますけれども,これは欧米でトラスティと一般的に呼ばれているものでございまして,当然,当事会社とは関係のない第三者で,そういう会計監査みたいなことができる能力のある者ということが,一応,条件になっております。

具体的には、多いのは投資銀行、プライスウォーターハウスとか、そういう投資銀行等が、この第三者になることが一般的には多いという状況でございます。

また、金融機関の統合の件でございますけれども、金利について分析を、 今回したわけでございますが、当然、金利というのは、債務者の格付とか 担保あり、なしとか、金額とか、そういうものによって当然変わってくる ということでございます。

今回の分析では、そういう当事会社のデータで、借り手の格付はどうなのか、金額はどうなのか、担保があるのかどうかといったものが、一覧になったデータが得られましたので、そういうものを説明変数に入れて、調整した上で、政府系金融機関と競合しているときの貸出金利と、そうではないときの金利を比較しているということで、一応、金利に影響を与え得るほかの条件の影響は取り除いて分析しているということでございます。

また、最後の御質問でございますけれども、今、新聞報道等で債権譲渡の検討が行われているということでございますが、ここはまだ具体的にどうなるかというのが見えている段階ではないので、なかなか申し上げにくいのですけれども、基本的に我々の考え方としては、一応、構造的な措置を仮に採っていただくということになると、採っていただいた上で、あとは、よーいどんで競争していただく。その結果、移った人がまた当事行に戻るということもあるかもしれませんけれども、それは競争の結果ということかと思いますので、そこは自由に競争していただくというのが筋なの

かなと思いますが、ただ、余りにも短期間に移ってしまうと、そもそも顧客基盤の譲渡にならないというようなことがあれば、何らかの監視措置というものを付けることもございますけれども、そこはまだ今の段階ではっきりとした方針があるわけでございませんので、この辺で御容赦いただければと思います。

- 〇伊藤会長 ほかに、どなたか。
- 〇泉水会員 ありがとうございます。

垂直型と混合型、あるいは、今の水平型ですよね。企業結合について、ここ数年の相談事例集等を拝見させていただきまして、特に今年は顕著だと思うのですが、垂直型、混合型について非常に洗練された分析方法を採用されている。本件については、EUとコミュニケーションを取られているということもあるのだとは思いますが、非常に洗練されて、いわば世界的な最先端の基準を採られているというので、ここ数年間、非常に頑張ってこられて、大変いいことだと思っております。その点は、水平型、銀行間の事例をも含めて、同様に、世界水準の判断基準でしっかりと審査をやっているというふうに考えております。

ただし、いろいろな方が言われたとおり、問題解消措置については、公表されている文書を見ただけで、これでいいのかという気がしなくはないので、そこのところは以前から言っておりますけれども、検証も含めて、 当該審査の段階においても、本当に大丈夫かということをしっかり確認していただきたいというふうに考えております。

それが1点なのですが、これは感想なのですが、1点、別のことでして、例えば10ページです。10ページのところで、今回、2次審査に移行したものが1件、2次審査案件が1件だけでありまして、ここ数年、2次審査案件が顕著に減っているのです。これについては、私が想像するに、重要案件がなくなっているというわけではなくて、今回、公表された12件の中でも1次審査で終わっている案件で、さきほどのブロードコムもそうですけれども、非常にヘビーな、しかも、問題解消措置も非常にヘビーな事件が1次審査で終わっております。多分、1次審査で終わるように、届出の前から十分にコミュニケーションを取られていて、問題解消措置を含めて、

届出の前に十分に、十分な議論をされているのかなという印象を持っておりまして、それ自身は結構なことだというふうに思っております。

ただ、それには弊害もありまして、2次審査に行けば、非常に詳細な文書とか資料が公表されるわけでありますけれども、1次審査で終わると、それが出てこない。相談事例としては出てくるのですが、1年にせいぜい10件ちょっとしか公表されなくて、しかも、それは公正取引委員会により選択されているのです。

そういう意味では、重要なものかもしれないものが、我々が見ることができない。我々がというか、第三者や関係者が、当事者も含めて、どういうルールや基準で審査がされているのか分からないという面があります。そういう意味で、この公表事例については、1次審査も含めて、件数の拡大も含めて、しっかりと公表するよう検討していただきたいというふうに考えている。これが第1点です。

もう1点は、これは、これまで出てこなかったのですが、今年から確かいわゆる、規則の9条通知を出した案件、つまり、要するに1次審査等も含めて問題ないとされた事例については、基本的に通知をされるわけですが、通知された案件は全件公表されていて、非常に長いリストが今回、公表されていて、しかも、そこの中では事件名のみならず、幾つかの重要な情報が書かれている。かつ、短縮された案件も数多くあるとも書かれています。

この情報というのは、全リストですので、ルールというか、データとして非常に分かりやすくて、これまでの企業結合審査の実態や全体像が初めてよく分かったという印象を持ちます。この件については今回非常によかったなと思っています。今後、こういうことは続けていただきたいと思います。

以上です。

○深町企業結合課長 泉水先生から御指摘いただきました, 1次審査で終わっている ものが多くて2次審査が少ない, 届出会社がコントロールしているのでは ないかということでございますけれども, 先生御指摘のとおりでございま して, 我々としては届出をいつ受けるかとか, 時計の針をいつ進めるかと いうのは、我々の権限ではなくて、当事会社がいつ出してくるかということによるということで、もちろん、最初に早目に届出を出して、2次審査に進んでもよいというような当事会社もおりますし、できるだけ届出前相談を厚くやって、1次審査で終わらせたいというような当事会社もございまして、そこは当事会社の戦略次第ということになっておりますので、我々としては、なかなかコントロールができないというところでございます。

ただ、1次審査で終わったものでも、ヘビーなものがたくさんあるので、もっと公表すべきだという御指摘は毎年頂いておりまして、そういう御指摘も踏まえて、我々もなるべく事例集で大きな案件を詳しく公表しようと思っておるところでございますが、多分、まだまだ努力不足だという御指摘だと思いますので、そこはなるべく透明性を高めるように、できるだけ詳しい情報を、できるだけの件数多く公表するように努めてまいりたいと思っております。

ただ、当事会社の方が、結構嫌がることがあって、公表するとなると、「いやいや、それはやめてくれ」というような当事会社もありまして、なかなかそちらも我々が思うとおりにはいかないところもあるという点は御認識いただければと思います。

- 〇伊藤会長 ほかによろしいですか。あと、お二人でよろしいですか。ほかには。ちょっと時間が押しているものですから。
- 〇川濵会員 どうも、ありがとうございました。

先ほど泉水先生がおっしゃったとおり、特に混合、垂直に関して、能力とインセンティブの緻密な分析になっており、以前に比べてはるかに鮮明なものになったなという印象を持ちました。その点で、今おっしゃった泉水先生の質問に、また補足でお聞きするのですけれども、今のお話、1次審査の段階で、かなり事前の段階で、一応、あれは飽くまでも届出の書類のチェックであって、見解を述べることは、現行制度では、事前相談はなくしたということから、そのような形になっているから、一応、建前上実体的な判断は行わないということになっているわけでしょうか。これは、現行の事前相談になったときの建前とは異なっているのかと思われるので、その点どうなっているかに関して確認させてください。

それから、1次審査で終わったときというのは、パブコメの機会はどうなのでしょうか。やはり、重要な争点があるときというのは、競争者ないしは需要者側の方から様々な点で問題点を、別の見地から指摘できる余地もあるところ、それも含めた詳細審査なのではないかという気もいたしまして、その辺はどうなっているのかに関してお教えいただければと思います。

〇伊藤会長 まとめて質問, 御意見を頂いてから, まとめてお答えしたいと思います。

○大高会員 ちょっとしつこいようですが、銀行の話なのですけれども、債権譲渡して、一応、形式的に競争状態を作るような感じの話なんですけれども、金融機関の場合の債権譲渡というのは、特に中小企業ですけれども、中小企業と金融機関というのは、単にお金の貸し借りということを越えて、経営のところをかなり、経営に立ち入って相談業務みたいなことをやった上での融資ということも多分多いと思うのですけれども、それを債権譲渡して競争状態にできるからいいでしょうというと、結局、本当にそれは、需要家のためになるのかなという疑問がちょっとあるのが一つ。

それからあと、先ほど業態によって、審査の基準は金融機関みたいなものは変えないのだというお話だったのですけれども、金融機関というのは、今のようなことを考えると、一般事業会社と違う特殊な要件というのがあるような気がしまして、それでもやはり、金融機関でも事業会社と同じ基準でやっていくということなのでしょうか。その2点。

〇伊藤会長 では、まとめてお答えください。

○深町企業結合課長 まず、届出前相談でどこまで、何をやるかという話でございますが、我々が公表しております対応方針では、はっきりは書いてございませんけれども、現状は、かなり突っ込んだところまで話はしております。逆に、それは当事会社の方に、そういうニーズがあるということで、それを我々として、届出をしないと一切話には応じませんというのも、そこはどうなのかなというところもございますので、そこは当事会社が話を聞いてほしいとか、説明したいということであれば、説明は受けますし、何か感触、どういうところが問題と思っているのかを開示してほしいというような話があれば、その辺は、開示はしているという状況でございます。

それから、そういう 1 次審査で終わるものについて、パブコメがどうなるのか、 2 次審査に進めばパブコメが制度としてありますけれども、どうなるのかということでございますが、パブコメという形ではやっておりませんけれども、当然、重たい案件につきましては、関係する会社、競争事業者、需要者等については、ヒアリングなりアンケートなりをして、必要な声を集めているという状況でございますし、場合によっては、公表されている案件であれば、問題意識を持っている人の方からパブコメをしなくても意見は言ってくるということはございますので、そういった形で意見の収集を図って、審査を進めているという状況でございます。

それから、金融関係の話ですけれども、債権譲渡、一応、いろいろリレーションがある中で、本当に需要家のためになるのかというお話でございますが、今回は当事会社も需要家のうち希望する人について、債権譲渡をするという方針だという新聞報道もございまして、つまり、恐らく普通に考えると、今まで2社から借りていて、くっ付いて、借り先が1社に、銀行が1行になることをすごく不安に思っている方も中にはいらっしゃるのだと思うのです。そういう中で、安全を期すために、ほかの金融機関からも借りたいというようなことを、実際そういう希望は少なからずあるのだと思うのです。そういう需要家のものをいろいろ集めて、恐らく譲渡するということなのだと思いますので、そういう意味では需要家にとっても別に何か損害があるとか被害だとか、そういうことではないのかなと思います。

それから、金融機関、特殊性はあるので、特殊な要件で審査するのがどうかということでございますけれども、金融機関に限らず、それはどの業界でも特殊性は少なからずあると思いますので、個別に業界ごとにガイドラインみたいなのを作っていくと、収拾が付かなくなりますので、一つガイドラインは大元がありますけれども、当然、金融機関の特殊事情、リレーションがあるとか、お金に色が付いていないとか、そういう特殊事情を踏まえながら、ガイドラインに照らして判断していく。それは当然でございますので、金融機関の特殊性も含めながら、審査を進めていっているという状況でございます。

〇伊藤会長 どうも、ありがとうございました。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に行きたいと思います。次は、平成29年度における 下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組等でございまして、平 塚企業取引課長から説明をお願いします。

〇平塚企業取引課長 企業取引課長の平塚でございます。

資料の方、概要版、パワーポイントの資料を御覧ください。「平成 29 年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組等」という資料になります。

私どもですけれども、下請法の施行と、あと、そのための未然防止、この未然防止の部分については、優越的地位の濫用行為を含めて、行っているわけでございます。

近年,安倍政権下におきまして,下請取引の適正化を図っていくべしというミッションを頂いておりまして,その中で執行の強化に努めているところでございます。

資料をおめくりいただきまして、運用状況というところ、2ページ目を 御覧ください。

平成27年度,28年度に比べまして,29年度に関しましては,親事業調査,下請事業調査について,数を増やしてございます。これまで親事業調査,例年4万弱だったものを6万通,下請事業者については,21万ちょっとだったものを30万通ということで,今年度から増やしてございます。全体といたしましては,25万ちょっとだったものが36万ということでございまして,この調査の結果は,次年度以降反映させていくということで,今年の結果にはまだ反映されていないわけでございますけれども,来年,反映させていくということでございまして,書面調査については,以上のような状況で増やしていくというところでございます。

1枚おめくりいただきまして、3ページ目でございます。

新規着手は、今、申し上げました書面調査と申告、あと、中小企業庁からの措置請求から成るわけですけれども、そういったものにつきましては、平成28年度、27年度に比べても、新規着手件数、増えてございます。

例えばですけれども、平成 27 年度 6,305 件、28 年度 6,589 件に対して

7,271 件ということで、増えてございます。うち、処理ということで不問にしたものを除いたものが、指導と勧告ということになります。

下を見ていただきますと、4ページ目になりますけれども、勧告件数につきましては、年によってまばらでございます。ただ、今年、29年度9件でございますけれども、中身を見ますと、中小企業庁からの措置請求を受けました山崎製パンであるとか、あとは自動車関係、寿屋フロンテとかタカタ、また小売、セブンイレブン、伊藤園、今、申し上げました山崎製パン等、そういったような割と大きな案件も含めて、取り扱っているところでございます。

指導件数につきましては、着実に増加しておりまして、29 年度、前年度の 6,302 件に対しまして 6,752 件という、こういう処理件数でございます。全体といたしまして、また 3 ページに戻っていただきますけれども、平成27 年度 5,984 件、平成28 年度 6,313 件とあったものが、全体といたしまして 6,761 件ということで、着実な増加を見せているというところでございます。

1枚おめくりください。

これを地域ごとに見ますと、なかなか地域そのものに元々はウエートが ございますけれども、単位として%というのが地域ごとの割合でございま す。もちろん関東甲信越、近畿、中部というと、大きくなりますけれども、 各地域において、増加しているということが言えます。均等に措置件数は 増えているということが言えるかと思います。

それを業種ごとに見ましたものが、6ページ目でございます。

製造業 2,906 件ということで、43%でございます。卸売業を小売業として見たものが21.4%、緑色に色付けられているもので、次いで情報通信業、運輸・郵便業というふうに続いてまいります。

1枚おめくりください。

これを下請法の違反行為の類型として見たものが、表になっているのですけれども、近年、非常に買いたたきが増えているということがまず言えるかと思います。もちろん、一番多いのは支払遅延でございまして、平成29年度におきましても54.2%、実体規定の違反の54.2%を占めるわけで

すけれども,続くところが買いたたき,次いで減額というような順番になってございます。

下の8ページの表を御覧ください。

下請法自体は手続法と実体法規定,両方とも取り締まるということにしておるわけでございますけれども,下請手続規定違反の方が,全体といたしまして50.8%,実体規定違反が49.2%ということでございますけれども,その内訳が今申し上げましたとおりなのですけれども,支払遅延が54.2%,買いたたきが20.4%,次いで減額の10.6%,割引困難手形,利益提供要請等と続いてまいるわけでございます。

1枚おめくりください。

下請事業者が被った不利益の原状回復の状況でございます。全体といたしまして、減額の部分が非常に多うございます。次いで、受領拒否のところが 14 億 7624 万円ということでございます。あと、支払遅延というような順番でございます。

全体としての額でございますけれども、10ページ目を御覧ください。

原状回復額の推移ということで、これも年によって違うわけでございますけれども、ここ5年を見る限りは、増えてきておりまして、29年度においては33億6716万円ということで、前年の23億9931万円に比べても増えているということが言えるかと思います。

これを親事業者数、下請事業者数で見ますと、親事業者数については、オレンジのライン、スケールが違うのでございますけれども、前年の 302 事業者から 308 事業者、下請事業者数も 6,514、これも少し年によってばらつきがございますけれども、1万1,025 社ということで増えているということでございます。

すみません。これが下請法の執行に係る最後でございますけれども、自発的申出というものをやってございます。これ、自発的申出を受け付ける代わりに、名前を公表しないということを、取り扱いしているわけでございますけれども、これが従前、50件前後で推移しているということで、今年も、昨年は団体として扱う、一つの案件について、たくさんの会社がぶら下がったということで、カウントを少し多めにしているものがございま

したものですから, 61 件になってございますけれども, 割と変わらない 50 件のペースで推移しているということでございます。

33 億 6716 万円中の内数としての 18 億 4795 万円相当の原状回復がここで行われているということで、自発的申出についても非常に重要なツールになってきているということでございます。

続きまして、未然防止の取組について御説明を差し上げたいと思います。 12ページを御覧ください。

企業間取引の取組ということで、1枚おめくりいただきまして、13ページでございます。

企業間取引の公正化への取組ということで、あとは下請取引適正化推進 月間ということで、これも従前どおりの取組をやっているところでござい ます。毎年11月を下請取引適正化推進月間というふうに定めまして、下に あります講習会、キャンペーン標語等を決めまして、あと、下請法遵守の 要請文書を親事業者と関係団体に発出するというような形で、中小企業庁 とも連携いたしまして、進めているところでございます。これも実施した ところでございます。

あとは、14 ページになりますけれども、講習会ということで、これも従前と同じペースでございます。基礎講習会、あと、今の下請取引適正化推進月間に係る講習会、これも中小企業庁と分担してやっておるわけでございますけれども、基礎に対する応用講習会、あと、業種別の講習会。業種別の講習会につきましては、その前の年の実態調査や書面調査を踏まえてということでございまして、業種別については、昨年ですけれども、ブライダル、葬儀向け調査の実態調査というものと、荷主・物流事業者向けの書面調査を行ったということで、それを受けての講習会というものを開催しているところでございます。

相談件数につきましても、前年とほぼ同じ規模の推移でございますけれども、若干の増加ということでございまして、9,239件を受け付けました。あと、中小事業者が3社以上集まる場合には、移動相談会というのを開催するということができることになっておりまして、そういうものに関しても60か所で実施しているということでございます。

1枚おめくりください。

実態調査でございます。これについては、以前、御説明させていただい ておりますけれども、大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する 実態調査というものを、昨年はやりました。

違反の行為類型といたしましては、協賛金の負担の要請、返品、買いたたきという順番でございまして、類型といたしましては、ドラッグストア、これは返品行為だったのですけれども、ホームセンター、ディスカウントストアの順番に違反が多いということが分かったわけでございます。

あと、これも物流特殊指定というものが、独占禁止法、優越的地位の濫用の中にございまして、これに問題となる書面調査を実施してございます。 荷主に対して調べているとともに、運送事業者に対しても調査をかけているものでございますけれども、自らが、問題となるおそれがあるというふうに答えた荷主に対しまして、改善検証を求める文書を発送しているところでございます。

荷主の業種といたしましては、製造業、卸売業、建設業の順番でございまして、行為類型といたしましては、支払遅延、発注内容の変更、減額とこういう順番になってございます。

最後でございます。ここが新しいところなのですけれども、働き方改革というものが問題になってございます。もちろん、これは、政権としては非常に大きな課題なわけでございますけれども、この働き方改革を行っていく中で、このしわ寄せだとか、又は成果の摘み取りみたいなことが起きないかどうかということを、厚生労働省、中小企業庁とともにやっていくということが、官邸の会議等で、我々に、求められておりまして、そういう中で事例集をまとめさせていただいております。これ、本部の方では43事例掲げさせていただいておりまして、既存のものを活用しながら想定例をまとめたものでございます。

けれども、そういう意味では、新しい考え方を示すというよりは、どういうものが問題となり得るのかというのを改めてオープンにいたしまして、これで周知を図り、関係の親事業者、下請事業者の理解を得ていくとともに、執行機関間の協力に活用していければと思っておるわけでございます

けれども、1枚おめくりいただきますと、17ページ目でございます。

どういうものがあるかというものですけれども、一つには、例えば短納 期発注、短納期発注自体が問題というよりは、それによる買いたたきの事 案で、通常より短い納期で発注を行って、そのためのコストが増えたにも かかわらず、同一の単価を一方的に定めるようなケース。

次に、働き方改革に向けた取組で、本来であれば親事業者が行うべきシステムにデータを入力するという作業を下請事業者にやらせたというケース、取組のしわ寄せです。

あとは、業務効率化というものを下請事業者が行って、そのためにコストを下げて、利益が上がるという、本来であればそういう仕組みになるべきところを、その利益率が高いなら値下げに応じられるはずだということで、低い取引価格を一方的に定めるような果実の摘み取りのケース。

また、特急料金といったような料金体系を定めているようなケースに、 それを実際行ったにもかかわらず、支払わないというような付加価値を不 払、払っていないようなケース。

あとは、すみません、これまでは製造業と小売だったのですけれども、 運送業なんかに見られるケースなんですけれども、トラックを用意してく ださいということで待機をさせたにもかかわらず、それをキャンセルした ようなケース、直前キャンセルとか。こういったケースを、代表事例とい たしまして、違反行為類型別に本部の方でまとめさせていただいておりま して、今、申し上げました 43 事例、これを周知していこうと考えていると ころでございます。

すみません。ちょっと駆け足になりましたけれども, 私の方からは以上 でございます。ありがとうございました。

○伊藤会長 どうも、ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして御質問あるいは御意見がございましたら、御発言をお願いします。

〇細田会員 丁寧な御説明をありがとうございました。また、平成29年度は過去最高 の指導件数ということで、商工会議所としても、中小企業が不当な行為の 被害者となることも多いことから、公正取引委員会の努力に対して非常に 感謝を申し上げる次第です。ただ、下請法違反行為が相変わらず続いていることは非常に残念です。本来は、件数が増えていくのではなく、件数が減っていくことが、あるべき姿だと考えます。適正に制度運用が行わなれ、今後、不当な行為の件数が減っていくことを期待したいと思います。

また、商工会議所会員の大部分である中小の下請企業に対して、働き方 改革に伴う大企業からのしわ寄せがいかないよう、指導を引き続きお願い したいと思います。

以上です。

〇平塚企業取引課長 ありがとうございます。

全体の指導件数に関しましては、やや周知が進むことによって、気付いてもらって、その中で指導件数が増えているような、そういう、まだ好循環のサイクルの中にあるのかなというふうに我々思っておりまして、むしろ取り締まれていなくて、悪い人が増えているというよりは、先ほど申し上げましたように、書面調査の数も増やすなんていうことをやっておりまして、そういう中で増えていっているのかなと見ております。引き続き、そういう形で推移を見守りたいと思っております。

働き方改革については、応援メッセージ、ありがとうございます。是非、これについては、官邸からも言われておりまして、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

- 〇伊藤会長 ほかに、どなたか。
- ○及川会員 今,出ました働き方改革ですが、16ページのように事例集等を作成していただいたことというのも、タイミング的に大変有り難くて、正しく今、国会で論議されていて、今後施行ということだと思いますけれども、17ページのような事例、類型化した事例を分かりやすく伝えておく必要があると思っています。是非、積極的に進めていただきたいと思っています。

働き方改革の中で、特に長時間労働ですけれども、大企業と中小企業の施行日が違うものですから、大企業が法律をきっちり守る。そのしわ寄せが中小企業庁の方に寄せられるのではないか。この改革のところで大企業と中小企業のダブルスタンダードということが、中小企業の準備を十分考

えていただいたということの背景なのですけれども、他方でそういうふうにずれがありますので、特に施行されてからこういった事例集というのは特に役立つと思いますので、引き続き積極的に取り組んでいただきたいと思っています。

〇平塚企業取引課長 ありがとうございます。

事例集の方を活用いたしまして、しっかりと周知を図ってまいりたいということでございます。とにかく、先ほどからお話がございましたように、しわ寄せの懸念、果実の摘み取りの懸念というのは出ておりますので、そういうことが起きないように、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。ありがとうございます。

〇高橋会員 御説明で定期書面調査と未然防止の取組を強化していらっしゃることは 理解できました。

お伺いしたいのは、指導状況、処理状況を拝見すると、申告によるものは必ずしも増えていない傾向がうかがえる点です。公取では下請法に関する通報相談窓口を設けたり、書面調査の調査票の送付が必要と考えられる親事業者に関する情報提供をしてくださいとか、いろいろやっていらっしゃると思うのですが、今回の御報告の中に、そちらの取組がどのように進んでいるのか。それによって処理がどのようになっているのかの御報告がなかったので、追加でお伺いできればと思います。

○平塚企業取引課長 まず一般的なところからで、下請取引調査室長がございますので、説明差し上げたいと思います。

一般的には、なかなか申告というのはしにくいものであるということを 前提に、我々、親事業者を調べるとともに、親事業者から下請事業者を聞 き取って、そこ全体をさらっていくような形で、書面調査という形で得る のが一番ものを言いやすいというような前提には立っております。申告に ついて必ずしも多くないわけでございますけれども。

〇内田下請取引調査室長 下請取引につきましては、元々、下請事業者からこういう 不利益を受けているというような、申告が受けづらいということで御説明 いたしましたような書面調査というのを行っているところでございます。

実際、お話を伺っても、なかなか申告というのは勇気が要ることで、な

かなかできないということなんですけれども、そういう申告についてはき ちんと秘密が守られているですとか、また、そういう申告や書面調査を通じて、このような改善がされていますというようなことを広報することに よって、なるべく申告を活発にできるようにというような努力はしている ところですけれども、現実的にはこういう数字になっているというところでございます。

- 〇伊藤会長 よろしいですか。
- 〇高橋会員 御説明. ありがとうございました。

どちらも重要と思いますので、下請業者自体に下請法に関する周知をもっとしていただきたい。以前にも申し上げたと思うのですけれども、そういうところも強化していただきたいと思います。

〇平塚企業取引課長 実際、先ほども未然防止の取組の中で、今、申し上げた申告、

ないしは書面調査の中で実際、申告類似のような行為も行われるということもございますし、あと、相談ですね。相談指導を行っていく中で、実は自分の名前を出して誘導していくようなこともやってございまして、そういう工夫をしながら、なるべく、そういう事件端緒にも耳を傾けるようにしていきたいと思います。ありがとうございます。

- ○伊藤会長 ほかにどなたかおられますか。どうぞ。
- 〇河野会員 御報告 ありがとうございました。

なかなか構造上、表に出てきにくいというふうに思っていまして、軽井 沢のスキーバス事故のときも、やはり実際運行していた運送事業者の方の 状況というのは、労働条件にしても契約条件にしても非常に厳しいものが あった。法定で最低料金が決まっているのにもかかわらず、ああいうふう な状況で、結局、事故につながってしまったこともありますので、是非、 これからもこういった取組は、急に効果が上がるということも難しいとは 思いますけれども、しっかりと続けていってほしいと思いました。

質問は、公正取引委員会さん以外の他の行政組織ですとか、他の組織と 連携協働して、こういうふうな状況の改善に取り組まれているのかという ところを知りたいと思いました。

〇平塚企業取引課長 ありがとうございます。

官邸の会議でございますけれども、この構成体の中に、まずそういう下請法を執行しているのは、当然、パートナーとして中小企業庁がいるわけでございまして、こういうところは、より、本当に取り締まるということ以前に、実際に交渉のテクニックみたいなところを教えるみたいな、下請Gメンなんていう、こういう制度も設けて一緒にやっているところがございます。

あとは、働き方改革そのものの問題として、どのように連携していくかというようなネットワークのようなものもございまして、厚生労働省と連携している。

これと別に、今、業種別のガイドラインというものを割と定めるような動きが出ております。建設業であったりとか、今、お話がありました運送業であったりとか。あとまた、これは規制価格のコンテクストも含めてなんですけれども、放送コンテンツ業であったりとか、また、食品に関するものであったりとかという中で、実際、我々、法律の違反と下請法に違反するということだけではなくて、業種ごとの慣行ですね。業種慣行みたいなものも変えていこうというところまで手を付けようとしておりまして、そういったあたりも一つ一つ連携しながら、マニュアルのようなものを作っていくような作業をやっているところでございます。御指摘、ありがとうございます。

### 〇伊藤会長 よろしいですか。

それでは、3番目の議題の方に移りたいと思います。三つ目の議題は、 平成29年度における独占禁止法違反事件の処理状況につきまして、片桐管 理企画課長から御説明をお願いします。

〇片桐管理企画課長 それでは、平成29年度の独占禁止法違反事件の処理状況につきまして、御説明をいたします。

資料は、タイトルに(概要)と記載されておりますパワーポイントの資料に基づいて御説明いたします。

A 4 横置き、右下の方にページが振ってあります。その 1 ページ目を御覧いただければと思いますけれども、平成 29 年度においては、国民生活に影響の大きい価格カルテル、入札談合、受注調整などに対して、迅速かつ

実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下、13件の排除措置命令を行いました。

その内訳としましては、価格カルテルが1件、入札談合が5件、受注調整が5件、不公正な取引方法が1件、事業者団体による一定の事業分野における事業者の数の制限が1件となっております。

また、平成 29 年度に違反事業者に対して納付を命じた課徴金額は 18 億 9210 万円となっております。

次に、2ページを御覧いただきたいと思います。法的措置を採った具体的な事案としまして、そこに記載してございます。法的措置を採った具体的な事案としましては、まず、価格カルテル事件として、ハードディスクドライブ用サスペンションの製造販売業者による事件、それから、入札談合の事件としては、東京都が発注する個人防護具の入札参加業者らによる事件、東京都、東京港埠頭株式会社ないし成田国際空港株式会社が発注する舗装工事の工事業者による事件の計5件となっております。

また、受注調整事件としましては、東日本旅客鉄道株式会社又は西日本 旅客鉄道株式会社が発注する制服の販売業者による事件、それから東日本 電信電話株式会社が発注する作業服の入札参加業者による事件の計5件と なっています。

不公正な取引方法の事件としましては、大分県農業協同組合による取引 条件の差別取扱い事件ということです。

事業者団体については、公益社団法人神奈川県LPガス協会による一定の事業分野における事業者の数の制限事件があるところです。

このうち、ハードディスクドライブ用サスペンションの事件については、 世界的に見ても寡占的な市場における有力な事業者同士のカルテル事件に 対処したものです。

また、東京都等が発注する舗装工事の事件については、公共性の高い分野における入札談合の事案ということです。

このようなカルテル事案,談合事案を処理したほか、東京都が発注する個人防護具の入札参加業者らに対する件、NTT東日本が発注する作業服の入札参加業者らに対する件、これは一物件の談合について排除措置命令

を行ったものになります。

また、JR東西の制服の事件ですとか、NTT東日本の作業服の事件は、 民間企業が調達した各種制服について受注調整を繰り返していた事案につきまして、法的措置を採ったものになります。

こうした一物件の受注調整を対象とするものですとか、制服についての 受注調整事案、これは建設工事などをめぐる典型的な不当な取引制限事案 と比較すると、対象の市場規模という点では、少額になります。しかしな がら、こうした一物件のみのものや、制服関連の事案における命令の対象 者、これは総合商社、百貨店等の東証一部上場企業を含む大企業が多くご ざいます。事件を取り上げた意義は小さくないというふうに考えておりま す。

また、平成29年度は、以上のような排除措置命令や課徴金納付命令に加えて、東海旅客鉄道株式会社が発注する中央新幹線に係る建設工事の受注調整事件について、刑事告発を行っており、総じてカルテル、入札談合など、国民生活に影響の大きい事案に法的措置を採るなど対処したものというふうに考えております。

次に、3ページ目ですけれども、今、2ページで御説明したとおり、カルテル、入札談合など、いわゆるハードコアカルテルについて、厳正に対処したわけでございますけれども、そういったものに厳正に対処するとともに、平成29年度の処理の特徴といたしまして、ハードコアカルテル以外のものにつきましては、事案の特性を踏まえてということでございますけれども、迅速かつ効果的な処理を行うことにより、競争秩序の早期回復を図ったり、注意等の処理を行ったものについて公表し、独占禁止法や競争政策上の考え方について明らかにすることにより、違反行為の未然防止を図るなど、多様な処理を行っています。

例えば、左上の電力会社による差別的な電気料金設定の事案は、北海道電力株式会社が競争者である新電力と取引を行った需要家に対して、差別的な電気料金を設定した事案であり、それから、食品スーパーによる野菜の1円販売の事案は、愛知県に所在する食品スーパー2社が、野菜を1円といった極端な価格で対抗して廉売を行ったことについて、独占禁止法違

反のおそれがあったということから、速やかな競争秩序の回復や違反行為 の未然防止を図る観点から警告を行ったものです。

また、次の農協の事案ですけれども、これは北海道の農協、阿寒農業協同組合が、農協以外の商系業者に生乳を出荷する組合員に、金銭的不利益を課していた事件につきまして、独占禁止法違反につながるおそれがあったということから、違反行為の未然防止を図る観点から注意を行い、更に競争政策上、公表することが望ましいと考えられる事案だったことなどから、事案の概要を公表したということです。

その下の電子商店街運営事業者による事案ですけれども、これはアマゾンジャパンが、いわゆる、MFN条項によって、アマゾンマーケットプレイスの出品者の事業活動を制限していた疑いのあった事件についてです。

当委員会の審査の過程において、アマゾンジャパンの方から自発的な措置を講じる旨の申出がなされ、その内容を検討したところ、独禁法違反の疑いを解消するものと認められたことから審査を終了し、法運用の透明性や事業者の予見可能性を高める観点から、事案の概要を公表したというものです。

また、おしまいの外国所在の金融機関による米国ドル建て国際機関債の取引に係る受注調整事件、これにつきましては、独占禁止法違反行為を認定しましたけれども、排除措置命令を行うことができる期間を経過していたため、審査を終了したものです。独占禁止法の運用の透明性を確保し、また、ほかの事業者における未然防止を図る観点から事案の概要を公表したものです。

以上のように、各事案のそれぞれの特性を踏まえ、多様な処理を行うことによって、速やかに競争秩序の回復を図るとともに、ほかの事業者における違反の未然防止を図る観点から、各事案について、独占禁止法や競争政策上の問題点を公表することを通じて、公正かつ自由な競争の維持促進に努めたところです。

4ページ、社会的ニーズに対応した多様な事件への対処ということで、 ただいま御説明申し上げたような排除措置命令、警告などを行った事件の 対象となった商品・サービス、デジタル・プラットフォーム、電力、野菜 のほか、リニア新幹線の工事、米国ドル建て国際機関債、民間企業が発注 する制服など、多種多様な事件に対処したものというふうに考えておりま す。

次に、5ページでございます。

優越的地位の濫用行為への対処ということですが、中小事業者等に、不 当に不利益をもたらす優越的地位の濫用行為や不当廉売につきましては、 効率的、効果的に調査を行って、必要な是正措置を講じることとしており ます。

審査局に設けました優越的地位濫用事件タスクフォースが、優越的地位 の濫用行為の未然防止を図る観点から、効率的、効果的に調査を行ってい るところでございまして、平成29年度においては、冠婚葬祭業者等に対し て、48件の注意を行っているところです。

注意を行った 48 件,取引形態別に見ますと,冠婚葬祭業者に対する納入取引というものが多くなっております。そうして,小売業者に対する納入取引,物流取引,宿泊業者に対する取引ということになっております。

また、注意を行った事案について、行為類型別に見ますと、購入利用強制というのが最も多く、次いで、協賛金の負担の要請、従業員等の派遣の要請などとなっております。

そのほか、優越的地位の濫用の注意事案の概要を含めて、お手元の資料の別添1に詳細をまとめておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

次に、概要版の6ページの方に参ります。

不当廉売についての対処です。不当廉売については、廉売行為の市場の競争に及ぼす影響が大きくなる前に、迅速に対処することが重要であるという観点から、酒類、石油製品、家電製品の各小売業については、申告を受けてから原則2か月以内に処理する方針を立て、その方針に基づいて審査活動を行っております。平成29年度においては、合計457件の注意を行っております。

次に、7ページ以下で、I T デジタル、農業、電力などの公益分野の各分野におきまして、タスクフォースを設置するなどして取り組んだ処理状

況について説明をいたします。

まず、7ページです。IT・デジタル関連分野における取組でございます。

先ほど御紹介させていただいたとおり、当委員会の事件の対象となる分野、多岐にわたっているということに加え、デジタルエコノミーの進展、自由化の進展といった我が国経済の環境変化等に、迅速かつ的確に対応するために、公正取引委員会では、各種の専用の情報提供窓口ですとか、タスクフォースを設置することにより、積極的な情報収集とか、事件処理に取り組んでいるところです。

まず、このIT・デジタル分野ですけれども、技術革新が非常に激しい分野です。技術革新に伴う競争環境の変化が激しい分野である、このIT・デジタル関連分野について、ITタスクフォースが積極的に事件処理に取り組んでいるということです。

平成 28 年 10 月には、この分野、I T・デジタル関連分野における独占禁止法違反被疑行為に係る専用の情報提供窓口を設置し、独占禁止法上問題となる可能性がある行為について、幅広く情報提供を受け付けております。

先ほど申し上げたアマゾンジャパンの事件処理も、このITタスクフォースが担当したものになります。

アマゾンジャパンの事件処理については、先ほど、ごく簡単に御紹介しましたけれども、本件は、アマゾンジャパンがアマゾンマーケットプレイスの出品者との間の出品関連契約において、価格や品ぞろえの同等性条件を定めることにより、出品者の事業活動を制限している疑いのあった事案ということです。

この同等性条件は、具体的には出品者がアマゾンマーケットプレイスに 出品する商品の販売価格とか商品の色とかサイズといったバリエーション について、他の販売経路のものと比べて有利か、ないしは同等のものとす るという条件のことです。

本件につきましては、当委員会の審査の過程において、アマゾンジャパンから自発的な措置を講じる旨の申出がなされました。そして、当委員会

の方で、アマゾンジャパンからの申出のあった措置の内容を検討したところ、独禁法違反の疑いが解消するものと認められたことから審査を終了し、 法運用の透明性、事業者の予見可能性を高める観点から、事案の内容を公 表したということです。

それから、その下の書籍については、アマゾングループのアマゾン・サービシズ・インターナショナル・インクが、アマゾン・ウェブサイト上で配信される電子書籍に関する出版社等との間の契約におきまして、やはり同等性条件を付していたということについて、アマゾン・サービシズ・インターナショナル・インクから、そのような条件の撤廃を内容とする自発的な措置を採る旨の報告を受けたというものです。

この自発的な措置の内容を検討したところ、こちらにつきましても、競争への懸念が解消されるものと認め、法運用の透明性、事業者の予見可能性を高める観点から、事案の概要を公表したというものです。

以上のように、平成 29 年度においては、I T・デジタル関連分野の事案 に取り組んでいるということであり、今後も、この分野について積極的に 対処していきたいと考えております。

次に、8ページ、農業分野でございますけれども、この分野につきましては、これまで公正かつ自由な競争の促進に役立てることを目的として、農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針、いわゆる、農協ガイドラインを策定し、農業協同組合による違反行為の未然防止に取り組んできたところです。

また、平成28年4月に、農業分野における専用の情報提供窓口を設置し、 農業者、商系業者等から独禁法違反被疑行為に係る情報を広く受け付ける ということとともに、農業分野における被疑行為に係る情報に接した場合 は、農業分野タスクフォースにおいて調査を効率的に行うということにし ております。

平成29年度におきましては、大分県農業協同組合が、この農協以外にこねぎの出荷を行った組合員に対して、農協が「味ーねぎ」の銘柄で出荷するこねぎの販売事業や、集出荷施設に係る利用事業を利用させない行為を行っていたことに対して、平成30年2月に排除措置命令を行っております。

また、北海道の阿寒農業協同組合の行為につきまして、昨年 10 月に注意・公表を行っているといった取組です。

それから、9ページに参りますが、電力分野における取組です。これまでこの分野でもガイドラインを設定しているということでございます。公正かつ自由な競争の促進に役立てることを目的として、適正な電力取引についての指針、電力ガイドラインを策定しております。電力取引における独禁法違反行為の未然防止に取り組んできているというところです。また、電力を含む公益事業分野につきましては、公益事業タスクフォースにおいて、効率的に調査を行っているというものです。

また、28年3月には、この分野でも専用の情報提供窓口を設置し、独占禁止法違反被疑行為に係る情報を広く受け付けているというところです。 29年度においては、具体的な取組といたしまして、先ほど簡単に御紹介いたしましたけれども、北海道電力株式会社の事件につきまして、この公益事業タスクフォースが担当したということです。

本件のこの戻り需要家に対する差別的対価設定につきましては、この電力取引ガイドラインにおいて、戻り需要に対する不当な高値設定は需要家の取引先選択の自由を奪い、他の公的電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある問題となる行為として例示されていたものです。

以上のように、ITタスクフォース、農業分野タスクフォース、それから公益事業タスクフォースの取組状況について御説明させていただきましたけれども、お手元の資料の別添2にもまとめておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

また、これらIT・デジタル、農業、公益事業の各分野については、情報提供窓口を設置しています。今後、一層の情報提供を求める観点から、今回の処理状況の本体資料の10ページに、これら情報提供窓口の電話番号、情報提供ホームのアドレスを記載しておりますので、後で御確認いただければと思います。

公正取引委員会としましては、今後とも、市場の競争を制限して、消費 者利益を侵害する価格カルテル、入札談合、受注調整、また、中小事業者 等に不当に不利益をもたらす優越的地位の濫用、不当廉売などの行為に的 確に対処することを通じて、公正かつ自由な競争を促進するとともに、競争環境の整備に向けて積極的に審査活動を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- ○伊藤会長 どうも、ありがとうございました。
  それではどうぞ御意見、御質問ありましたら御発言を。
- ○有田会員 電力分野における取組ということで、先ほど情報提供窓口があるという ことで、それを知らせていくということが、お話の中で出てきたことと、 自由な競争ということで、電力も自由化されたわけですけれども、そうい う中で、送配電網で何か不利益を被ったという新電力の需要者の方から何 か意見、質問、相談というのが、窓口にはあるのでしょうか。質問です。
- 〇片桐管理企画課長 情報提供窓口の個別の内容につきましては、申し訳ございませんけれども、御紹介は差し控えさせていただきたいと思います。情報提供窓口の方に寄せられる情報につきましては、非常に参考になる情報もございます。こういった情報も含めて、独占禁止法違反の具体的情報に接した場合には、積極的に対処してまいりたいと考えております。
- 〇有田会員 そこにはないかもしれないのですけれども,新電力を立ち上げたけれども,優越的地位の濫用なのかどうか分かりませんけれども,送配電網を使わせてもらえないので,事業が困難になったという方のお話を伺ったので,それはどのように考えたらよいのでしょうか。それで質問したのです。
- ○片桐管理企画課長 是非,先ほど本文の方で,アドレスとか電話番号とか御紹介させていただきました。そちらの方に情報をお寄せいただければと思います。 ○伊藤会長 ほかにどなたか、ないですか。
- 〇レイク会員 これはもしかしたら御担当が違うことにつながる質問なので、お答え いただくのは難しいのかもしれないのですが、今日1日、三つの議題につ いてお話を伺っていて思ったことで、それで御質問するのですが、今、御 説明いただいた中に、例えば農協ガイドラインの策定であったり、電力ガ イドラインの策定というお話がありました。

また、下請法のところで、業態別ガイドラインというお話もあったので すが、この下請法であったり、独占禁止法違反の処理に関係して、業態別 のガイドラインの策定は合理的なのですが、なぜ、企業結合の場合は、銀 行業の結合について、業態別ガイドラインを作るのが合理的でないのか。

私がそれを質問するのは、米国の場合は、特別な銀行合併結合法というのがあって、それを受けて反トラスト局、また、銀行当局がガイドラインを一緒に作っていますので、業態別の特別な結合ガイドラインがあるのですが、日本の場合は、それを作るということは、今まで行われていない。それは一つの考え方として、公取の皆さんに何かお考えがあるのだと理解したのですが、それで企業結合に関して先ほど十分議論がなされていたので、黙っていたのですけれども、その後の説明を聞いたら、やっぱり聞きたくなってしまった。御担当じゃないので、難しいかもしれませんが、もしお答えいただけるようでありましたら、一言、コメントを頂ければ。

- 〇伊藤会長 どなたか。そちらの方から。
- ○菅久経済取引局長 ありがとうございます。

極めて一般論的な説明になるかもしれませんが、ガイドラインは、御存じのように、必要があるときに作るということだと思います。いろいろな問題が起きて、その分野、特定の分野、これは業種であれ違反行為別であれ、法律とか規定とか、これまでの先例では、よく分からないとか、新しいことが起きたので、そういうことをはっきりさせなきゃいけない。そういう事情があるときに作られるものだと考えております。

企業結合ガイドラインにつきましては、これは企業結合ガイドライン自体が随分前からあって、そのときの必要に応じて何度も何度も改訂されてきております。それで、金融について申しますと、これまで金融に関する統合というのは幾つもございまして、それをこの企業結合ガイドラインの考え方に基づいてやってきたということでございます。先ほど紹介がありました新潟の件も、このガイドラインに基づいて対応した考え方を、つまり、届出があり、当事者もこのガイドラインを参考にして考え、当事者と公取で議論して、その結論を出すということで、特段の問題はなかったわけでございます。

したがって、しかも、これまで、つまり何か問題が起きたとか、極めて 2次審査まで行ってやっている案件は、そもそも新潟の件と今回長崎2件 だけということもございます。ですので、現状においては、特に新たなものを作成するという必要がないのではないかということでございます。

それはいずれも、業によって、いろいろな事情がございますので、その事情が当然コミュニケーションしながら、考慮した上で、ガイドラインに書かれた競争制限、どういう場合になるか。考慮要素などを考えながら、結論を出していくということかと思います。

そういう説明で、いかがでございましょうか。

- ○伊藤会長 よろしいですか。では、細田さん。
- 〇細田会員 優越的地位の濫用につきまして、お話をさせていただきたいと思います。 5ページを見ますと、平成 25 年から平成 29 年までの間に、注意件数が毎年約 50 件となっており、タスクフォースが有効に機能しているのではないかと思います。

ただ、先ほども御意見がございましたが、企業や個人が勇気を振り絞って申告している割には、実際の解決に結びつく件数がもう少しあってもいいのかなと感じております。私どもの会社も冠婚葬祭業者と取引がありますので、言い方が難しいところもありますが、もう少し突っ込んだ調査をした上で、厳正なる対処をしていただきたいと思います。

また、取引の力関係に関連して、最近、下請事業者の技術やノウハウなどの知的財産が、立場の強い親事業者によって不当に吸い上げられてしまうという声を、商工会議所の会員から聞いております。テレビでも大分話題になりました「下町ロケット」のような、下町のメーカーなどの中小企業は、非常に頑張って自分たちのノウハウを持ち、それを一つの武器にされていると思います。そういったものが不当に吸い上げられてしまうというのは、非常に残念なことであります。是非、公正取引委員会におかれましては、知的財産の不当な吸い上げにもスポットライトを当てていただきたいと思います。優越的地位の濫用ガイドラインの行為類型や事例として取り上げていただくほか、不当な行為がなされないよう指導や断固たる措置をお願いしたいと思います。

以上でございます。

〇片桐管理企画課長 ありがとうございました。別添の方にある,優越タスクの取組

について、先ほど注意を行っているというような御紹介をさせていただきましたけれども、この注意に際しましては、職員が事務所に直接出向き独占禁止法の考え方について詳しい話をするなど、責任者の方と面談を行って注意をしております。その際、パンフレット等を用いまして、相手方に十分理解を得られるようにしているところでございます。

それから、優越タスクでは過去に注意を行った事案につきまして、フォローアップ調査を行っておりま。取引先事業者からヒアリングなどしたところ、取引環境の改善が見られるというように過去の注意による効果が確認できているという状況でございます。

引き続き、このような工夫を凝らして、効果的な処理に努めていきたいと考えております。

- 〇伊藤会長 ほかに、よろしいですか。そろそろ、では時間も参りましたので、よろ しければ本日の討議はこのあたりで終了させていただきたいと思います。 最後に、山本委員から御発言いただきたいと思います。
- 〇山本委員 本日は杉本委員長が、官邸での会議のために中座で退席したので、私の 方から代わりに御挨拶させていただきたいと思います。

本日の懇話会では、平成 29 年度における企業結合の審査の状況、また、独占禁止法や下請法の違反事件の執行状況ということで、公正取引委員会における私どもの執行の状況について、具体的な執行状況を御報告させていただきました。それに対しまして、今までの時間の間、多数の有益な御意見を頂戴して、本当にありがとうございました。

申し上げるまでもなく、競争政策というのは、公正で自由な競争を通じて、日本経済の発展と消費者利益の確保に資するという観点から進めているものでございますけれども、経済社会の国際化や、また、IT、情報化、デジタル化という中で、今日頂いた御意見も踏まえながら、また経済社会の実態を十分に把握して、今後とも、今、申し上げた競争当局としての役割の実現に向けて、しっかりと独占禁止法、下請法の運用に努めてまいりたいと思います。

本日は長時間にわたりまして、本当に、ありがとうございました。 〇伊藤会長 どうも、ありがとうございました。 それでは、今回はこれにて閉会とさせていただきたいと思います。 御議論、ありがとうございました。